

新型コロナウイルス感染症対策関連資料

令和2年7月9日現在

福島市の感染者等の現状

	項目	前回報告	今回報告	増減	備考	
1	患者数	20人	20人	0人	入院中	1人
					退院	19人
2	帰国者・ 接触者外来受診者数	655人	672人	17人	/	
3	PCR検査実施数	771人	798人	27人	/	
4	市民・病院からの 相談数	6,846人	7,036人	190人	一般相談 (コールセンター)	3,775人
					帰国者・接触者相談 センター	3,261人

特別定額給付金(10万円/人)給付状況

健康福祉部
令和2年7月7日現在

申請種別	給付世帯数(世帯)	給付額(万円)
緊急窓口申請	949	23,910
オンライン申請	2,872	70,110
郵便申請	115,188	2,604,310
計	119,009	2,698,330

給付率(世帯割)	96.0 %
給付率(世帯人数割)	97.6 %

(参考)令和2年4月27日現在

給付対象世帯数 123,914世帯

給付対象人数 276,556人

令和2年7月7日現在

申請世帯総数 121,037世帯 (97.7%)

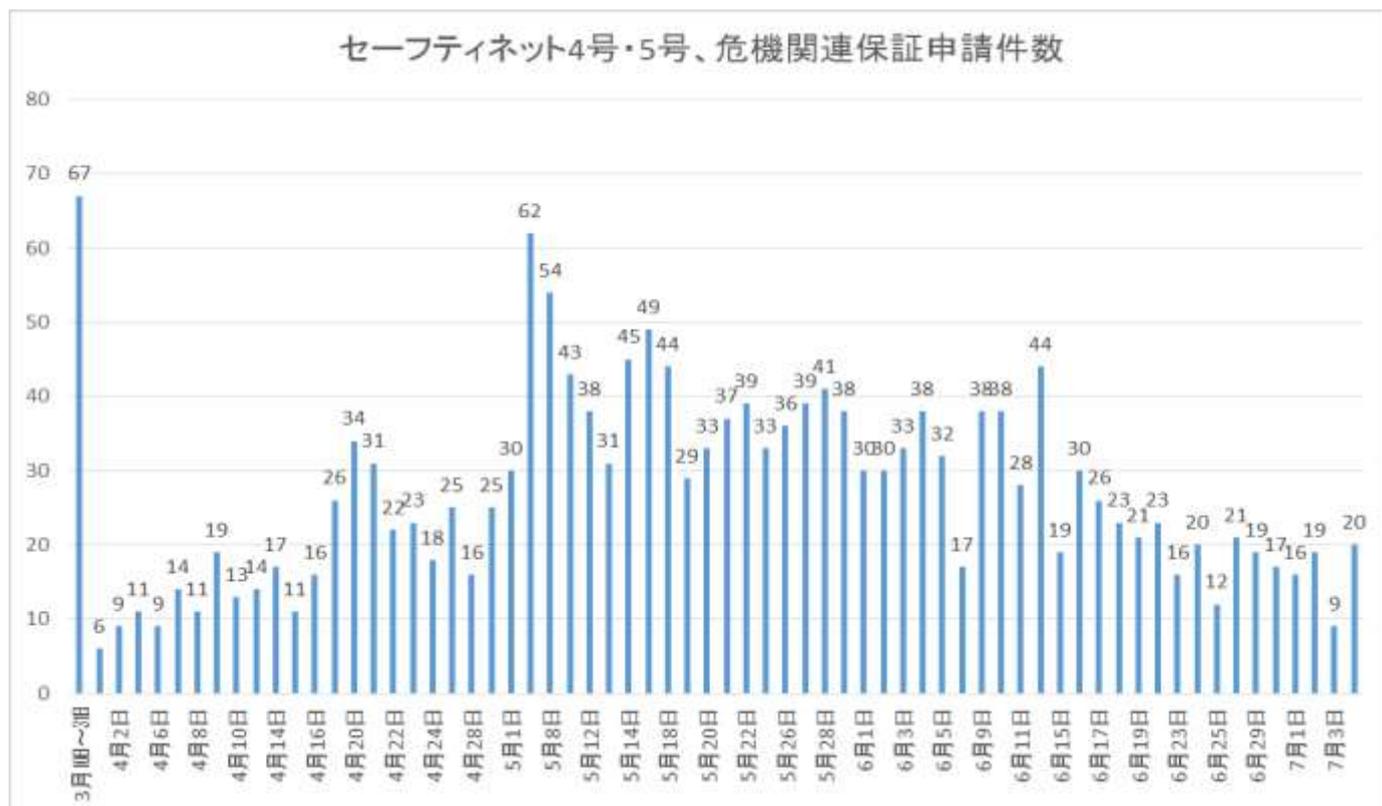
セーフティネット申請状況

商工観光部

1 現況

(1) 累計申請件数 (3/10~7/7 現在)

セーフティネット4号	1,245
セーフティネット5号	128
危機関連保証	424
計	1,797



<参考>

新融資制度創設 (利息、保証料が国県より補助されるもの)

◆福島県制度資金「新型コロナウイルス対策特別資金 (実質無利子型)」

取扱期間 令和2年5月1日から12月31日受付分まで

対象者 ①個人事業主 (フリーランス含み、小規模に限る) 売上減少▲5%以上

②小・中規模事業者 売上減少▲5%以上

③小・中規模事業者 売上減少▲15%以上

融資限度 運転資金、設備資金4,000万円 (6/15より3,000万円から拡充)

融資期間 10年以内 (うち据置5年以内)

融資利率 当初3年間無利子 (固定 年1.5%以内)

保証料率 上記①、③は全期間保証料ゼロ

上記②は、全期間保証料率1/2

※融資を受ける要件として、セーフティネット保証4号、5号及び危機関連保証による売り上げ減少の市町村の認定書が必要となる。

飲食店営業継続支援給付金申請状況

商工観光部

1 現況

(1) 申請件数 (5/1~7/6 現在)

989件 (オンライン350件、郵送・持参639件)

(2) 給付決定件数 (5/1~7/6 現在)

982件 (オンライン347件、郵送・持参635件)

※決定率(2)/(1)=99.3%

(3) 給付件数 (7/9 までの振込分)

979件 (オンライン346件、郵送・持参633件)

※給付率(3)/(2)=99.7%

※次回振込予定日：7/15

2 制度概要

対象者 店内で消費する飲食物の提供を主たる事業とする飲食店を市内で営む
中小企業者・個人事業主

要件 ○食品衛生法第52条の規定による営業の許可を受けていること
○令和2年5月1日時点で3か月以上営業しており、今後も継続の意思
があること
○令和2年4月の売上高が前年同月比で50%以上減少していること

支給額 ①テナント店舗

賃料月額1/2×4か月分(上限20万円、下限10万円)

一事業者あたり最大2店舗 40万円

②自己所有店舗

一律 10万円

一事業者あたり最大2店舗 20万円

受付期間 令和2年5月1日から7月15日

事業者営業継続支援給付金申請状況

商工観光部

1 現況

(1) 申請件数 (6/2~7/6 現在)

364件 (オンライン90件、郵送・持参274件)

(2) 給付決定件数 (6/2~7/6 現在)

348件 (オンライン82件、郵送・持参266件)

※決定率(2)/(1)=95.6%

(3) 給付件数 (7/9 までの振込分)

323件 (オンライン79件、郵送・持参244件)

※給付率(3)/(2)=92.8%

※次回振込予定日：7/15

2 制度概要

対象者 福島市に本社または主たる事業所がある中小企業者・個人事業主

要件 ○令和2年6月1日時点で営業しており、今後も継続の意思があること

○令和2年4月または5月(以下、「対象月」)の初日時点で2カ月以上
営業を継続していること

○対象月の売上高が前年同月比で20%以上50%未満減少していること

○国の持続化給付金および福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止
給付金の交付を受けておらず、かつこれらの要件に該当しないこと

○福島市飲食店営業継続支援給付金の交付を受けていないこと

○「新しい生活様式」への対応など感染症防止策に取り組んでいること

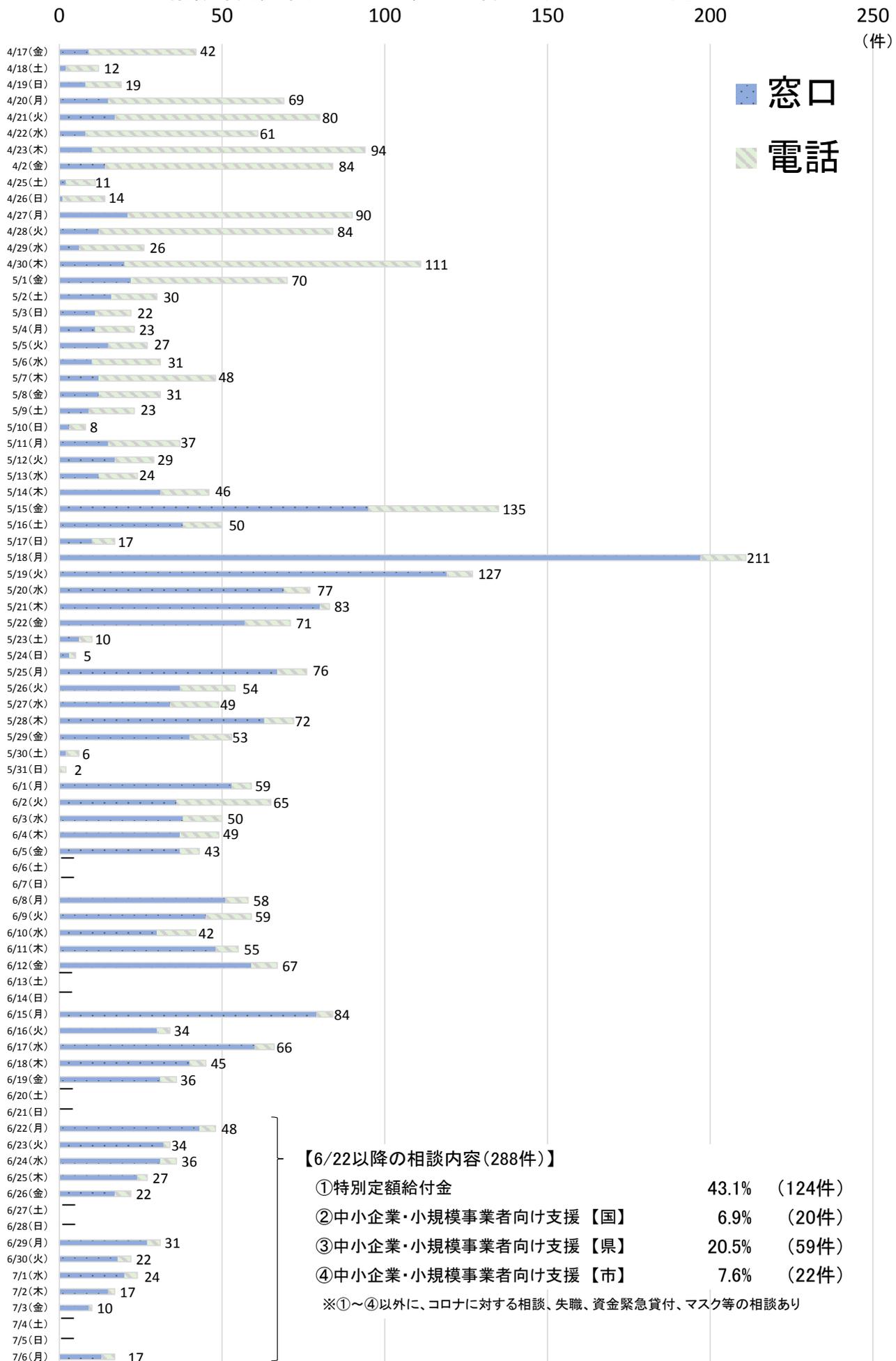
支給額 一事業者につき10万円

※事業所数等にかかわらず一律10万円

受付期間 令和2年6月2日から7月15日

新型コロナウイルス感染症に関する生活相談案内窓口

相談件数累計: 3,444 件 (4月17日～7月6日)



【6/22以降の相談内容(288件)】

- ①特別定額給付金 43.1% (124件)
- ②中小企業・小規模事業者向け支援【国】 6.9% (20件)
- ③中小企業・小規模事業者向け支援【県】 20.5% (59件)
- ④中小企業・小規模事業者向け支援【市】 7.6% (22件)

※①～④以外に、コロナに対する相談、失職、資金緊急貸付、マスク等の相談あり

福島市地域公共交通支援給付金申請状況

都市政策部

1 現況

(1) 申請件数 (6/1～7/7 現在)

506台(申請)／542台(予定) = 93.4%

(参考)

区分	事業者数	申請率(事業者)	車両数(総計)	申請率(車両)
タクシー事業者	(申請) 55 事業者(16 社 39 個人)	87.3%	383 台	93.9%
	(予定) 63 事業者(19 社 44 個人)		408 台	
貸切バス等事業者	(申請) 12 事業者(12 社)	85.7%	123 台	91.8%
	(予定) 14 事業者(14 社)		134 台	

(2) 給付件数 (6/1～7/9までの振込分)

64事業者 470台分

※ 申請比給付率 470台／506台 = 92.9%

(参考)

区分	事業者数	給付率(事業者)	車両数(総計)	給付率(車両)
タクシー事業者	(給付) 53 事業者(14 社 39 個人)	96.4%	357 台	93.2%
	(申請) 55 事業者(16 社 39 個人)		383 台	
貸切バス等事業者	(給付) 11 事業者(11 社)	91.7%	113 台	91.9%
	(申請) 12 事業者(12 社)		123 台	

2 制度概要

対象者 道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条の規定による一般旅客自動車運送事業を営む交通事業者で、以下の要件を満たす方。

- 要件**
- 道路運送法第4条第1項の規定による一般貸切旅客自動車運送事業若しくは一般乗用旅客自動車運送事業又はその両方の許可を受けていること(タクシー、貸切バス)
 - 令和2年5月1日時点で3ヶ月以上営業しており、今後も継続意思があること
 - 令和2年4月(1ヶ月間)の売上高が平成31年4月(1ヶ月間)に比べて50%以上減少していること

支給額 一車両につき一律3万円

受付期間 令和2年6月1日から令和2年7月31日